



国海査第 368 号の 2
平成 19 年 12 月 14 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

海事局検査測度課長
森 雅人



船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。

船舶検査の方法の一部改正について

1. 経緯

製造工事に係る事業場の認定を受けている事業者及び船舶電気装工事等の特定のサービス・ステーションにあつては一定の品質管理が維持され、不具合も少ないことから関係団体を通じて当課に対し、現行規制に関する緩和要望が提出されているところである。

これに対し、当課ではこれまでの実績及び報告から安全性に影響をおよぼさないと判断される一部について現行規制を緩和することとする。

2. 改正の内容

- (1) 機関の重要部分に用いる材料試験について、これまで NK、GL 及び ABS 船級協会が発行する証明書であつてその内容が機関規則に適合するものは材料試験を省略してきたが、今般、同様の規定を DNV 及び LR 船級まで拡大する。
- (2) 特定のサービス・ステーション等の立入頻度
 - ① 船舶電気装工事業場 半年→1年
 - ② 降下式乗込装置の整備を行うサービス・ステーション 四半期→半年
 - ③ GMDSS 設備の整備を行うサービス・ステーション 四半期→半年
 - ④ 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う事業場 四半期→半年
- (3) CAS (船体状態評価策) の一部改正
決議 MEPC.131(53) (2005 年 7 月 22 日採択) による改正に基づき附属書 J を改正する。
- (4) その他所要の改正を行う。

3. 適用時期

附属書 J にかかる改正については平成 20 年 1 月 1 日から、その他については本通達日から適用する。